



骨髄移植ドナー助成制度のご案内

申請前には
一度ご相談を

土浦市では、(公財)日本骨髄バンクにおいて、

骨髄 または **末梢血幹細胞** を提供した方に助成金を交付しています。

交付の対象となる方は、次の**4項目すべてに該当**する方となります。

- (公財)日本骨髄バンクが発行する、骨髄等の提供が完了したことを証する書類の交付を受けた方
- 骨髄等の提供時において、土浦市に住所を有する方
- 骨髄等の提供に関し、他の助成を受けていない方
- 企業等に勤務する方(勤務先において、ドナー休暇制度を勤務先の制度上、取得できない方)または自営業者

助成内容

骨髄等の提供のための通院・入院・面接に要した日数 × 2万円

※1回の骨髄等の提供につき 14万円 を限度

骨髄等の提供のための通院・入院・面接とは・・・

- 健康診断のための通院
- 輸血用の血液の採血のための入院
- 骨髄等の採取のための入院
- 骨髄等の提供に関する説明または同意確認のための面接
- その他、骨髄等の提供に関し、(公財)日本骨髄バンクが必要と認める通院等

※ 骨髄等の採取のための手術およびこれに関連した医療処置によって生じた健康被害にかかる通院・入院は除きます。

申請方法

申請先 土浦市健康増進課...(土浦市保健センター)...

申請期日 骨髄等の提供が完了した日から90日を経過する日
または 当該年度の3月31日のいずれか早い日まで

申請書類

- 土浦市骨髄移植ドナー助成費交付申請書兼請求書
- (公財)日本骨髄バンクが発行する証明書の写し
- 骨髄等の提供にかかる通院・入院等に要した日数が確認できる書類
- 健康保険証の写し

※申請時は、通帳(振込先の口座番号等がわかるもの)・印鑑をご持参ください。